○厚生労働省
○経済産業省
○環境省告示第五号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、クリーニング営業者に係るテトラクロロエチレン又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める洗浄剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針を次のように定めたので、同項の規定に基づき公表し、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）からクリーニング営業者に係るテトラクロロエチレンの環境汚染防止措置に関する技術上の指針（平成元年厚生省・通商産業省・環境庁告示第八号）は、平成二十二年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆
環境大臣　小沢　鋭仁

クリーニング営業者に係るテトラクロロエチレン又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める洗浄剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針

本指針は、第二種特定化学物質であるテトラクロロエチレンによる環境の汚染を防止するため、テトラクロロエチレン又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める洗浄剤でテトラクロロエチレンが使用されているもの（以下「溶剤」という。）をクリーニング営業者が使用する際に遵守すべき事項を定めたものであり、本指針に従いテトラクロロエチレンの環境放出の抑制を図ることによって、環境の汚染の防止に資することを目的とするものである。

なお、関係する労働者の安全衛生については、労働安全衛生法及び有機溶剤中毒防止規則等関係規則によることとする。

1．溶剤を取り扱う施設・場所について

1．1　施設・場所の構造について

溶剤を取り扱う施設・場所の構造については、次の事項に留意すること。

1．1．1　各施設・場所に共通する事項について

⑴　床面は、溶剤の地下浸透を適切に防止できるコンクリート、タイル等不浸透性材料とし、そのひび割れ等が心配される場合には、床面を耐溶剤性の合成樹脂で被覆する等浸透防止処理を行うこと。

⑵　必要な場合には、施設・場所の周囲に溶剤が広がらないように防液堤、側溝、ためます等を設置すること。

1．1．2　溶剤を貯蔵する施設・場所の構造について

⑴　貯蔵用のタンク等は、密閉でき、かつ、耐溶剤性の金属製又は合成樹脂製とし、地上に設置すること。

⑵　貯蔵場所を屋外とする場合には、屋根を付けること。屋根を付けることが困難な場合には、容器にカバーをかける等の対策を講じて直射日光及び雨水を防止すること。

⑶　貯蔵場所を屋内とする場合には、換気できる冷暗所で保管すること。

1．1．3　作業場所の構造について

必要な場合には、作業及び設備に対応して、1．1．1⑵の措置を講ずることのほか、装置の下に受皿（材質としてはステンレス鋼が適当である。）を設置すること。

（参考）

溶剤を取り扱う作業場所には、原則として、局所排気装置を設置すること。

（廃棄物の処理に関する事項及び労働者の安全と健康の確保に関する主な事項は、「（参考）」として記載した。以下同じ。）

1．2　施設・場所の点検管理について

溶剤を取り扱う施設・場所の点検管理に当たっては、次の事項に留意して点検管理要領を策定するとともに日常点検及び定期点検を行うこと。異常が認められた場合には、速やかに補修その他の措置を講ずること。

1．2．1　溶剤を貯蔵する施設・場所の点検管理について

⑴　貯蔵場所については、床面のひび割れ、防液堤の損傷、側溝、ためます等への溶剤の漏出の有無に留意すること。

⑵　タンク、ドラム缶等の容器については、容器の腐食、損傷、漏出の有無、栓のゆるみ等に留意すること。

⑶　溶剤をタンクローリー等から受け入れる場合には、溶剤が飛散又は流出しないよう留意すること。

⑷　溶剤が漏出した場合には、2．4に準じて適切に処理すること。

1．2．2　作業場所の点検管理について

作業場所の点検管理は、床面のひび割れ、受皿、側溝、ためます等への溶剤の漏出（テトラクロロエチレンは水より比重が大きいため、水がたまっている場合、床面に沈み発見しにくいので注意すること。）に留意すること。

（参考）

局所排気装置又は全体換気装置が正常に作動することを点検すること。

2．ドライクリーニング機械について

2．1　ドライクリーニング機械の構造について

溶剤を使用するドライクリーニング機械（以下「ドライ機」という。）は、次の構造とすること。

⑴　脱臭工程におけるテトラクロロエチレンの蒸気の排出時以外は、密閉状態を保てる構造であること。

⑵　できる限りテトラクロロエチレンの蒸気の排出を抑制できる構造であること。

⑶　溶剤を含む排液等を適正に処理するための排液処理装置を設けた構造であること。

2．2　ドライ機の点検管理について

溶剤を使用するドライ機の点検管理については、次の事項に留意して点検管理要領を策定するとともに日常点検及び定期点検を行うこと。異常が認められた場合には、速やかに補修その他の措置を講ずること。

⑴　ドライ機のファン及び脱臭装置が正常に作動していることを点検すること。

⑵　タンク、ポンプ（軸部等）、フィルター、蒸留器、ボタントラップ、回収器、配管（継ぎ手や弁）、ガラスと金属の接合部（ゲージグラス、サイトグラス等）、内胴軸等の各部及び各接続部における溶剤の漏出の有無を点検すること。

なお、加熱されたテトラクロロエチレンは、揮発しやすく、漏出した場合発見しにくいため注意すること。

⑶　ドア、ボタントラップのふた、リントフィルターのふた、蒸留器の掃除口、カートリッジフィルターのふた、ダンパーの押さえ面、ダクトの継ぎ目等における密閉の状況を点検し、シール及びパッキングを必要に応じ取り替えること。

⑷　リントフィルター、ヒーター及びクーラーのごみによる詰まりの有無を点検すること。

⑸　水分離器については、管の詰まりの有無及び水の流出状態を点検すること。特に、溶剤の流れる管が詰まった場合には、水分離器の上部又は排水管から溶剤が流出するため注意すること。